

# 「指定ごみ袋制度」のごみの分け方・出し方

## 指定ごみ袋を使うごみ

### 燃やすごみ



生ごみ・プラスチック・  
ゴム・皮・衣類・資源に  
ならない紙類  
(1辺50cmまで)



**例外**  
木や枝  
短く切り束ねて  
そのまま出す

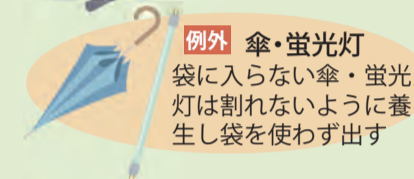
### その他燃やさないごみ



小型家電・金属  
陶磁器・ガラス  
(1辺30cmまで)



**例外** 危険ごみ  
中身が見える  
別の袋で出す



**例外** 傘・蛍光灯  
袋に入らない傘・蛍光  
灯は割れないように養生  
し袋を使わず出す

不燃欄にチェックを入れて  
出してください

## 指定ごみ袋を使わないごみ

### 資源ごみ

紙資源・缶・ビン・ペットボトル



**変更ありません**

指定の収集日に出してください

## 指定ごみ袋のルール

ルールが守られていない場合は収集できません



内袋は使用可能  
(必要最低限)



直接段ボールに入れ  
るのは禁止



他の袋は使わない



燃やすごみと燃やさない  
ごみを混ぜない

燃やすごみと燃やさないごみを同時にごみステーション  
に出す場合は、それぞれのごみ袋をステーション内で分  
けて置いてください。



燃やさないごみを捨てる  
際はチェックを  
入れましょう。

## よくある質問



詳しい情報はこちら▶  
説明会資料



**Q** 4月から使わないといけませんか？

**A** 10月1日からは、必ず指定ごみ袋を使用してください。  
4月1日～9月30日は移行期間です。

**Q** 指定ごみ袋ではなく中身が見えるごみ袋ではだめですか？

**A** 10月以降は、本市以外の指定ごみ袋や、中身が見えるごみ袋で  
あっても使用しないでください。

**Q** 家に買いためしてあるごみ袋は使えなくなりますか？

**A** 9月末まではこれまで通り使っていただけます。10月から  
は缶・ビン・ペットボトルにお使いください。

**Q** 指定ごみ袋はこれまでのごみ袋とどう違うのですか？

**A** 市民アンケートで、「破れにくいごみ袋」の希望が多かったこ  
とから近隣市と比べても厚手のごみ袋にしています。また、従  
来のごみ袋より二酸化炭素の排出量が軽減される環境にやさ  
しいごみ袋にしています。

**Q** 道路や公園のごみも指定ごみ袋を使わないといけませんか？

**A** ごみステーションに出す場合は、指定ごみ袋を使用してく  
ださい。道路・公園課に収集を依頼する場合は中身の見える  
ごみ袋であれば使用いただけます。

**Q** ごみを持ち込む際も指定ごみ袋を使わないといけませんか？

**A** 持ち込む際は指定ごみ袋でなくても、中身が見える状態で  
あれば大丈夫です。



今後も10月までに指定ごみ袋制度やご  
みの分別の啓発を行っていきます。また  
自治会やマンション管理組合・団体等へ  
個別の説明にも伺いますので、ご希望の  
際は環境施設課へご連絡ください。

詳しくは、3月末ごろ配布予定の新しい**家庭ごみハンドブック**や  
市のホームページで確認してください。